

神 shin 調 cyo 報 hou

2020

2020 No.433



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目次

新年挨拶	1
特集 新たに始まった 調査士報告方式	5
通知・通達（抜粋）	17
新入会員・退会会員一覧	27
会員向け福利厚生事業のご案内	28
編集後記	29
会員異動	31

神奈川県土地家屋調査士会ホームページ 動画掲載更新のお知らせ

・第10回全国一斉不動産表示登記無料相談会

表紙

『建設中の横浜新市庁舎』

写真・文 横浜中支部広報員 菅原 大悟

2020年の完成に向けて現在建設中の横浜新市庁舎です。市庁舎としては8代目になります。横浜市は1889年に誕生しました。市庁舎は、関東大震災や横浜大空襲の焼失などにより、市内で度々その位置を変えながら、横浜市を支えています。

皆さんが良くご存じの現市庁舎は7代目。1959年から使用されてきました。変わりゆく時代に併せて市庁舎も変貌を遂げています。



新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大竹 正 晃

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より会務運営へのご理解ご協力いただき感謝申し上げます。今年は、昭和25年に生まれた土地家屋調査士制度が、今年70歳を迎えます。今後も調査士制度が益々発展することを期待し、会務運営を行ってまいりますので、宜しく願い申し上げます。

令和元年は台風15号、19号と相次ぐ台風被害により、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げ、また住家の被害認定調査への派遣に多くの会員にご協力いただきましたことを心よりお礼申し上げます。派遣に当たって研修会の通知が当日・前日であったにもかかわらず、多くの会員の出席をいただきましたことは、会員が国民の為の活動に対する高い意識と、私たち土地家屋調査士の必要性を理解していただくための重要な役割と考えております。災害は無い方が良いのは当然ですが、残念ながら近年は大規模な災害が多く発生し、自ら被災者となることも十分に考えられ、「共に助け合う時代」であることを感じているところであります。

土地家屋調査士を取り巻く環境としては、土地家屋調査士法の改正に伴い、会則、諸規則の改正案の作成が急務であり、現在全力で対応しているところであります。調査士報告方式の導入により、より一層のオンライン申請の活用が求められております。また、変則型登記の解消に向けた所有者等探索委員として活躍が期待されております。

現在、神奈川会の会員数は約830名(法人会員を除く)であり、平成19年の943名をピークに年々減少し、わずか10年間で約

100名の会員が減少したことになります。これは全国に共通した現象であり平成19年に18,146名であった会員数が、平成30年度末には16,471名に減少しました。同じペースで減少し続けるとは考えておりませんが、これからの10年間は土地家屋調査士にとってターニングポイント(転機・変わり目・分岐点)となります。これまでも受験者数の増加のため、制度広報活動として学校等への出前授業などの事業を行ってきましたが、減少傾向に歯止めをかけるには至っておりません。私の就任時の挨拶にも寄稿させていただきましたが、根本的な問題の解決策としては土地家屋調査士の仕事が魅力あるものとして国民に認識され、若い人も・若くない人も土地家屋調査士の仕事をしたいと思われたい限り、生き残ることはできないと考えております。すべての土地家屋調査士会員が、正しい業務を行い、正当な報酬を得ることができる。そんな当たり前のことが、土地家屋調査士の未来につながることでありと信じております。

昨年より、年次研修も開催しております。改めて会員におかれましては、補助者任せや他人による業務、不当廉売等は、土地家屋調査士の未来を潰す行為であることを自覚する必要があります。

年初の挨拶にもかかわらず、少し暗いお話しになってしまい申し訳ございませんが、新しい年が会員の皆様また会員の御家族の皆様にとって、健康で充実した良い年となることを祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ、よろしく願いいたします。



新年の御挨拶

横浜地方法務局
局長 三 橋 豊

あけましておめでとうございます。

神奈川県土地家屋調査士会会員の皆様には、御家族共々お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、登記事務を始めとする法務行政の円滑な運営に特段の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、5月の改元や9月に開幕したラグビーW杯で国内が盛り上がりを見せた一方で、9月の台風15号及び10月の台風19号など全国的に自然災害が多かったように思います。

法務局の施策について触れますと、まず、政府の重要施策の一つである「所有者不明土地問題」への対応策として、昨年度から、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、「長期相続登記等未了土地解消作業」を行っています。また、昨年5月17日に成立し、同年11月22日に施行された表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づき、「表題部所有者不明土地解消作業」を行っています。この作業は、表題部所有者欄が正常に記載されていない、いわゆる変則型登記のある土地について、登記官が自ら又は所有者等探索委員をして、職権でその所有者を探索し、

その結果を登記に反映させるもので、貴会会員の中から所有者等探索委員として御推薦いただいているところです。

これらの作業や取組を確実に実施することにより、所有者不明土地等の問題の解消や相続登記の促進をさらに図っていきたいと考えております。

貴会会員の皆様におかれましては、国民の間に相続登記手続を行うことの意義や必要性についての理解が進むよう、引き続き御理解と御協力をお願いします。

次に、オンライン申請の利用促進についてですが、貴会におかれましては、支部単位でのオンライン申請研修会を企画するなど、オンライン登記申請の利用促進に積極的に取り組んでいただいているところです。令和元年11月から、いわゆる「調査士報告方式」の運用が開始され、原則として、オンライン申請の添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱いとされたことによって、オンライン申請の利用促進を図ることができると考えております。登記制度における国民のニーズに応えるためには、登記情報システムの機能を最大限に活用したオンラインによる登記申請が不可欠でありますので、今後とも、会員の皆様には、是非、オンラインに

よる登記申請を行っていただくよう,引き続き
お願いします。

筆界特定制度につきましては,制度の発足から14年目を迎えようとしていますが,当局における申請手続数は昨年9月末時点で1,083件であり,そのほとんどが当局標準処理期間内で処理されています。本制度の円滑な運営に当たっては,貴会から筆界調査委員として推薦いただいた土地家屋調査士の皆様の専門的な知識及び経験が大きく寄与されているものであり,この場をお借りして厚く感謝申し上げます。今後

も「境界問題相談センターかながわ」で行われている土地家屋調査士会ADR制度との連携を図りつつ,筆界特定制度が国民から真に必要とされる制度として発展するよう努力して参りますので,筆界調査委員である会員の皆様には,引き続き本制度の適正かつ円滑な運営に御協力をお願いします。

最後に,貴会のますますの御発展と,会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念しまして,新年の御挨拶とさせていただきます。





新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士政治連盟

会長 上 田 尚 彦

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には日頃から政治連盟の諸活動にご理解とご協力を賜わりまして誠にありがとうございます。

本年も引き続き土地家屋調査士の知名度の向上、地位の向上、業務の拡大等土地家屋調査士制度の発展を目指して本会と連携して活動してまいります。

令和元年は皆様のご期待に副うべく1年間で269件の活動をいたしました。

昨年は統一地方選挙、参議院議員選挙、その他の地方選挙もありました。活動報告の件数には反映できませんが、これらの選挙に関してほぼ毎日政治連盟役員が手伝いに駆けつけました。

一、選挙に関して

①統一地方選挙・参議院議員選挙におきまして役員全員で応援活動に参加して各首長各議員のみなさんとの関係を深くできました。前回の統一地方選挙では8枚の推薦状を交付しましたが、今回の統一地方選挙では130枚強の推薦状を交付し手渡ししました。そしてほとんどの方が当選されました。

二、空家等対策に関して

①複数の市町と空家等対策に対する協定を締結できました。また、いくつかの市主催の空家相談会に参加し「不動産の終活」をテーマでミニセミナーも開催されました。

②「不動産の終活」をテーマに県および市町村に政策提案をいたしました。その提案が採用され神奈川県では「我が家の終活ノート」作成に参画し2月に配布される予定です。

三、災害協定に関して

①県議会防災安全常任委員会の県議会議員の皆

様、川崎市議会議員の皆様が「土地家屋調査士との災害協定をもっと活用すべし」との意見を議会に出され、それがきっかけで千葉県南房総市、川崎市への被害認定調査派遣が要請されました。

②派遣された現場での経験を基に、被害認定判定基準と現状との乖離を各議員の皆様提案しました。その結果、提案内容を神奈川県議会において県議会議員の方から代表質問をして頂きました。

四、その他要望に関して

①入札に関する最低制限価格の設定に関し県・市町に提案しました。いくつかの自治体でかなり前進しております。

②狭隘道路の整備に関して、いくつかの自治体で議会で質問をしていただき、具体的に役所で打ち合わせ・勉強会を実施しました。

③払下げ業務に関して、大幅に公図が整備されていない場所に関して議会において質問していただき、19条5項方式による境界確定業務を土地家屋調査士に要請されました。

④地籍調査の境界確定業務に関して土地家屋調査士に発注すべしといくつかの市議会で質問して頂きました。

⑤外国人遊歩規程に関して引き続き各議員団から要望してもらっています。

昨年も市町村、市町村会議員の皆様から問い合わせ、勉強会の要請を頂戴しており、令和2年は引き続き各市町村の特性に沿った勉強会と政策提案をより多く実施したいと思っております。

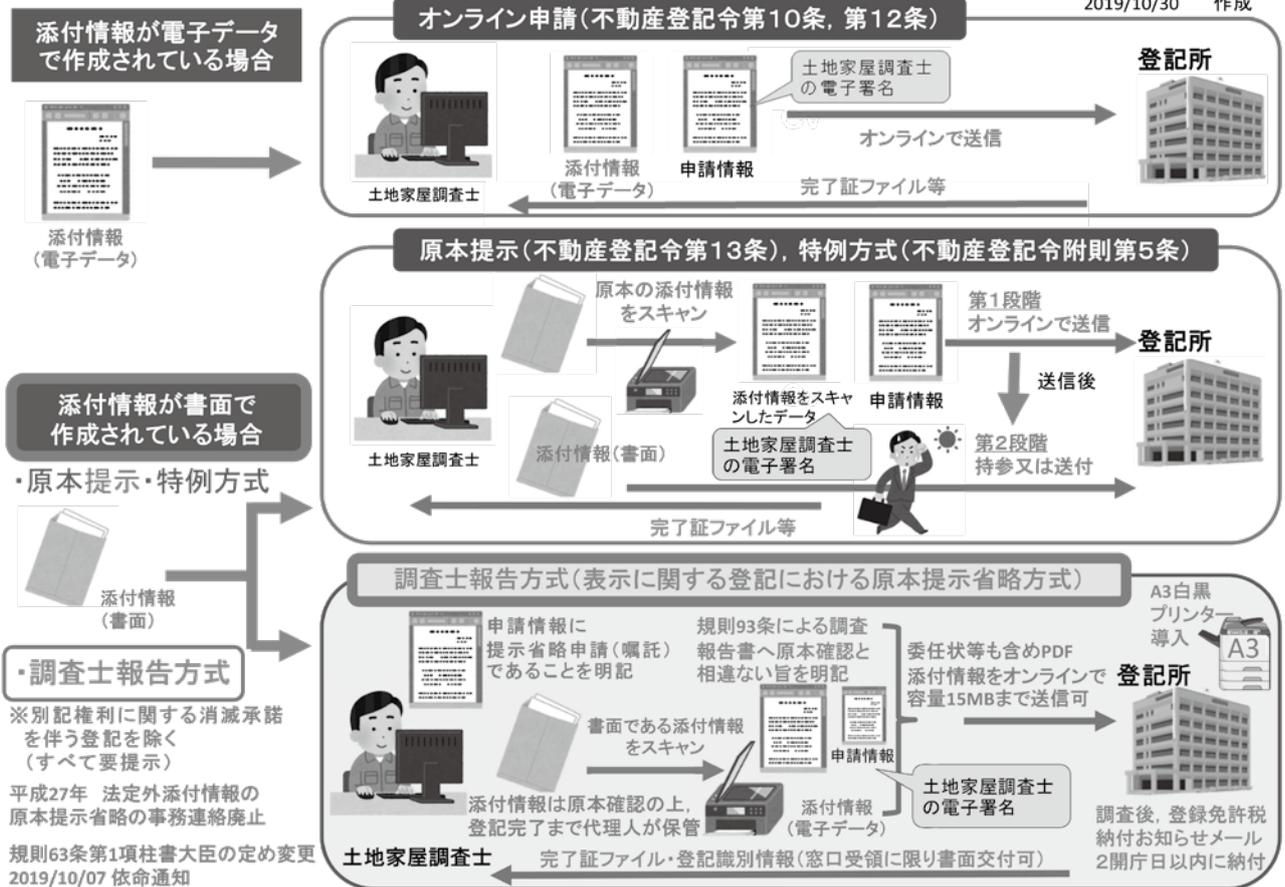
今後とも、本会、支部、会員の皆様のお力を頂戴して活動に邁進してまいります。最後になりましたが、より多くの皆様の政治連盟の加入を心よりお待ちしております。

新たに始まった 調査士報告方式 特集

調査士報告方式の概要

本概要は、一部の事例イメージを記載したもので、全ての申請方法・登記処理を記載したものではありません。

2019/10/30 作成



F ネット No. 669
神調業発第4057号
令和元年10月31日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

この通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「オンライン申請、登記」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。

日 調 連 発 第 2 1 5 号
令 和 元 年 1 0 月 3 0 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて（連絡）

標記の取扱いについては、本月7日付けで、法務省民事局民事第二課長から各法務局及び地方法務局宛てに依命通知が発出され、同月8日付け日調連発第190号をもってお知らせしたところですが、この度、会員に同取扱いについての理解を深めてもらうため、同取扱いのQ&Aを別添1のとおり作成しましたので、下記事項に留意いただき、貴会会員への周知方につきまして配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 不動産登記令（以下「令」という。）第13条第1項の要件を満たした添付情報を提供した申請又は嘱託であること。
なお、代理人による申請において申請人が作成した委任状等についても、令第13条第1項の「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」とは、代理人による申請にあつては当該代理人が作成したもののみが該当するものと解されることから、同項に基づき、当該代理人が委任状等をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、当該代理人の電子署名を付したものを添付情報として取り扱うことができるものとする。
- 2 土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「調査士等」という。）が登記の申請又は嘱託を代理し、不動産登記規則（以下「規則」という。）第93条ただし書による報告書中、「補足・特記事項」欄に「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」旨が記録されていること。
- 3 依命通知の別紙記載の権利に関する添付情報を提供する申請又は嘱託でないこと。

(該当する申請又は嘱託については調査士報告方式による取扱いをすることができない。

下記14のとおり。)

4 令第13条第1項による添付情報であることを申請情報の「その他事項」欄に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録する。

5 調査士等において、書面をスキャナにより読み取って作成する電磁的記録はPDF形式とし、その解像度は、300dpiを目安として作成するものとし、不鮮明でないこと。

なお、書面は原寸のままスキャナにより読み取ることとし、拡大又は縮小して読み取るとは認めないものとする。

6 送信する情報の容量の上限は最大10メガバイトから15メガバイトに拡大された。

7 登記所における添付情報の印刷はA3判(白黒)印刷まで対応された。

8 登録免許税については電子納付のみとする。

調査士報告方式による申請の場合、事後納付の取扱いとし、申請情報送信時の納付情報による納付を要せず、調査終了後に納付を求める「お知らせ通知」又は補正コメントが送信されるので、その日から2開庁日以内に電子納付する。

なお、事前の電子納付を妨げるものではない。

9 登記識別情報の提供は、電磁的記録(暗号化されたもの)として送信し、登記完了証及び登記識別情報は電磁的記録により交付を受ける取扱いとする。ただし、書面による登記識別情報の交付については、申請登記所の窓口における受領のみとし、郵送による交付はしない。

10 添付した書面である添付情報の電磁的記録が不鮮明、真正性に疑義がある場合、あるいは本取扱いの要件を満たしていない場合、登記官は当該添付情報の原本の提示を求めることができる。このことから、書面である添付情報の原本は登記完了まで調査士等が保持すること。

11 土地所在図等については、tiff形式又はxml形式とし、申請情報と同時に当該申請に関する全ての土地所在図等を送信する。また、土地所在図等以外の添付情報の補正の場合は、当該補正に係る部分のみ(差分)を、補正情報及び土地所在図等(申請時に送信したものと同じ。)と共に添付して送信すれば足りる。

なお、土地所在図等のみ補正する場合は、補正後の土地所在図等以外の添付情報を再送信する必要はない。

12 土地所在図等を伴わない申請又は嘱託における添付情報の補正の場合は、当該補正に係る部分のみ(差分)を補正情報と共に添付して送信すれば足りる。

13 添付する電磁的記録は、調査が円滑に行えるよう、ページの順番、表示方法(縦横)等に留意すること。また、A3判を超える図面等を分割して添付する場合、例えばA2判の場合は2分割、A1判の場合は4分割とし、併せて申請に係る部分を包括した部分(位置)のスキャニング情報も添付し、当該図面等の調査が容易にできるよう配慮すること。(別添2参照)

14 調査士報告方式の要件を満たしていない令第13条第1項による申請又は嘱託をする場合、

書面である添付情報は全て原本の提示を必要とする。なお、申請人等の作成による代理権限証書等についても、調査士報告様式の要件を満たしていない場合であっても、原本を提示することを前提に、同様に令第13条1項による電磁的記録による提供を行うことができる。

なお、特例方式（令附則第5条）による場合は、従前のおりとする。

- 15 平成27年4月3日付け法務省民事局民事第二課補佐官事務連絡「資格者代理人がするオンラインによる表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付情報の原示の省略に係る取扱いについて」の運用は、調査士報告方式の運用開始をもって終了する。
- 16 調査士報告方式の運用開始に伴う申請用総合ソフトの改変は行われないので、登記完了証及び登記識別情報の受領方法の選択欄の記載に注意すること。（書面受領及び郵送受領を選択した場合でも、エラーチェックはされない。）
- 17 調査士報告方式は、土地家屋調査士が書面である添付情報の原本を確認し、スキャンングの上電子署名をして、規則第93条ただし書による調査報告書によってその事実を報告することにより、添付情報の真正性を担保する取扱いである。すなわち、代理人である調査士等と登記官との高い信頼関係による取扱いである。このことから、代理人である調査士等は各種規程を遵守し、高い倫理観をもって業務を行わなければならない。
- 18 調査士報告方式の運用開始は令和元年11月11日からとする。

令和元年 10 月 30 日

**土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は
嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについて
「調査士報告方式・Q & A」**

日本土地家屋調査士会連合会
業務部・オンライン登記推進室

1. 「調査士報告方式」の要旨

「調査士報告方式」は、土地家屋調査士等が、代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、不動産登記令（以下「令」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、同条第 2 項による原本の提示を省略する取扱いに係る方式である。

- 1) 登録免許税の納付方法が電子納付のみである。
- 2) 登録免許税の納付は、後納とし、調査終了後に送信されるお知らせメール又は補正コメントに従う。
(申請時の電子納付を妨げるものではない。)
- 3) 登記完了証の交付は、電磁的記録（PDF）のみである。
- 4) 登記識別情報は、電磁的記録による交付又は申請登記所の窓口における書面による交付のみが可能であり、郵送による受領はできない。
- 5) 依命通知「別紙」記載の権利に関する承諾書等が添付情報に含まれる申請は、調査士報告方式より除外されている。
- 6) 平成 27 年 4 月 3 日発出の「法定外添付情報の原本提示省略」の事務連絡による取扱いを終了する。
- 7) 調査士報告方式による取扱いができない場合は、令第 13 条第 1 項及び同条第 2 項により従前のおり原本を提示する方式又は令附則第 5 条による特例方式による。
- 8) 委任状など書面で作成された添付情報で「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」についても、令第 13 条第 1 項の対象となるため、上記と同様の取扱いとなる。

2. 「調査士報告方式」 Q & A

Q1： 書面で作成された申請人等作成による委任状等もスキャナにて読み取り、申請代理人である土地家屋調査士等（以下「調査士」という。）の電子署名を付与して申請すれば、原本を提示しなくて良いか。

A1： 原則的に、調査士報告方式の要件を満たし、全ての添付情報が電磁的記録として作成され、電子署名が付されて添付・送信されていれば原本の提示の必要はない。

解説：

調査士報告方式（以下「本方式」という。）においては、原本の提示を省略して申請できる。これは、委任状や持分協議書等も同様に原本の提示を必要としない取扱いである。ただし、登記官は、添付情報の真正性に疑義がある場合や、PDFが不明瞭である等の理由がある場合には、当該添付情報の原本提示を求めることができる。このことから調査士は、登記完了まで当該書面である添付情報を保持していなければならない。

Q2： 書面で作成された委任状や添付情報である所有権証明書等は、何年間保存すれば良いか。

A2： 登記完了後の当該書面の保存期間の定めはないが、登記完了までは調査士が保持し、添付情報が不鮮明であった場合等の登記官による原本提示指示に対応できるようにしなければならない。

解説：

本方式による書面で作成された添付情報の保存期間の定めはないが、登記官による原本提示を求められた場合に対応するため、登記完了までは当該書面である添付情報を調査士が保持していなければならない。

なお、当該書面（写しを含む）の保存期間は各土地家屋調査士会の会則等を遵守されたい。

Q3： 土地合筆登記等の登記完了後に交付される登記識別情報は、郵送による書面の交付を受けることはできるか。

A3： 郵送による受領はできない。書面による登記識別情報の交付は、申請した登記所の窓口においてのみ受領することができる。

解説：

本方式は登記申請・登記完了の際に書面、郵券等のやり取りを一切行わない方式のため、書面による登記識別情報の郵送での交付は行わず、申請した登記所の窓口においてのみ書面での交付が可能である。（不動産登記規則（以下「規則」という。）第63条の2第1項の場合を除く。）

なお、本方式依命通知と同日に法務省民二第189号法務省民事局民事第二課長依命通知が発出され、規則第63条第1項柱書の法務大臣が定める場合が変更されている。

Q4： 申請情報の「その他事項欄」に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録されていないと申請却下になるのか。

A4： 申請情報のその他事項欄の記載遺漏のみを理由とした申請却下は行われぬ。ただし、規則第93条ただし書による調査報告書中「補足・特記事項」欄に原本確認の旨も記録されていない場合は、本方式によらないものとして、原本の提示が求められる。なお、どちらか一方のみが記録漏れの場合は、補正の対象となる。

解説：

本方式において、申請情報の「その他事項欄」に「調査士報告方式により原本提示省略」と記録されており、併せて規則第93条ただし書による調査報告書の「補足・特記事項」欄に、「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」旨が記録されていることが、本方式の要件である。

なお、記録遺漏により上記いずれかのみ記録しなかった場合には、補正により記録遺漏部分の補正を求められる。ただし、上記いずれの記録もない場合には、本方式によらないものとして、令第13条第2項の規定により、相当の期間を定め当該書面の提示を求められることとなる。

Q5： 登録免許税を収入印紙で納付することは可能か。

A5： 本方式の場合、登録免許税の納付方法は電子納付のみであり、収入印紙での納付は認められない。なお、電子納付については、登記所による調査終了後の事後納付で差し支えない。

解説：

本方式の登録免許税の納付は、申請取下又は却下時の登録免許税の還付手続きが煩雑であることを考慮して、調査終了後、登記官が電子納付を求める「お知らせ通知」又は「補正コメント」（登録免許税額が誤っている場合。以下同じ。）により通知し、通知の日から2開庁日以内に納付を求める取扱いとされている。

なお、申請時に納付情報発行の電子メールが送信されるが、これに従って納付する必要はない。ただし、当該通知による事前納付を妨げない。

Q6： 登録免許税を従来のおり登記申請と同時に納付することは可能か。

また、本方式以外でも調査終了後に納付することは可能か。

A6： 登録免許税を従来どおり登記申請直後に納付することは、差し支えない。

また、本方式以外では登録免許税を登記申請と同時に納付しないと、補正又は却下の対象となる。

解説：

本方式においては、従来のおり申請時の「納付情報」による電子納付を妨げるものではない。その場合は、登記・供託オンライン申請システムからの「お知らせ通知」や「登録免許税納付期限の延長処理」は行われぬ。また、登録免許税の調査終了後の納付（納付期限の延長処理）は、本方式のみでの取扱いであり、その他の申請方法においては、これまでと同じように登録免許税の未納は、申請却下事由の一つとして補正対象となる（不動産登記法第25条第12号）。

Q7： 登録免許税を調査終了後のお知らせ通知に基づき、通知の日から2開庁日以内に納付することができなかった場合、登記申請を直ちに却下されてしまうのか。

A7： 直ちに却下されることはないが、速やかに登記官に連絡することが望ましい。

解説：

本方式において、登録免許税は「お知らせ通知」又は「補正コメント」に基づき、通知の日から2開庁日以内に所定の額の登録免許税を納付することを求められている。しかし、諸事情によりやむを得ず期日までに登録免許税を納付することができない場合には、速やかに登記官に電話等で連絡して納付期限の延長処理を申し出ることが望ましい。

Q8： 抵当権一部抹消承諾書付の分筆登記を、本方式で申請できるのか。

また、この分筆登記を令第13条第1項で申請する場合、書面で作成された委任状の取扱いは令附則第5条（特例）で提出しなければならないのか。

A8： 抵当権一部抹消承諾書付の分筆登記は、本方式では申請できない。

また、書面で作成された委任状等については、令第13条第2項による原本提示でも、令附則第5条（特例）による原本提出でも、どちらの方式でも添付情報として扱うことができる。

解説：

本方式は、表示に関する登記の添付情報の原本提示省略によるオンライン申請ができる運用であるが、依命通知の別紙記載の一部権利に係る承諾書等が添付情報に含まれる申請は除外されており、本方式では申請できない。

また、書面で作成された委任状等の取り扱いについては、『令第13条第1項の「申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの」とは、代理人による申請にあつては当該代理人が作成したもののみが該当するものと解される』とされているので、調査士が電磁的記録に電子署名を付して添付・送信する場合には令第13条第2項による原本提示、又は令附則第5条（特例）による書面での提出のどちらの方式でも添付情報として扱うことは可能である。

Q9： 「申請人等の作成による書面である代理権限証書等」には、申請人等作成の建物の持分に関する書面も含まれていると考えるが、これらの書面についても本方式による電磁的記録に調査士が電子署名を付した添付情報の提供で差し支えないか。

A9： 差し支えない。

解説：

本方式の依命通知によれば、代理人調査士が申請する場合において、代理人以外の申請人本人や第三者が作成した書面は全て、調査士が原本を確認した上で、スキャナで読み取り電磁的記録を作成したものに、当該調査士が電子署名を付したものを添付情報として取扱うことができると解されている。よって、本方式による提供で差し支えない。

Q10： 書面に記載された添付情報を、代理人調査士以外の第三者がスキャナで読み取り電磁的記録（PDFファイル）を作成したものに、代理人調査士が電子署名を付与した場合でも、本方式の添付情報として取扱うことはできるのか。

A10： 代理人調査士が書面である添付情報の原本を確認しておらず、また、添付情報の作成者が自ら電子署名を行っていないため、本方式の要件を満たさない申請となる。

解説：

本方式による添付情報は、調査士において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である必要がある。しかし、代理人以外の第三者が書面をスキャナで読み取りPDF化したものを受け取った場合には、代理人は添付情報が記載された書面の原本を確認できない。

さらに、令第13条第1項の「当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない」という要件にも抵触している。

以上から、質問の場合には、本方式の要件を満たさない申請となる。

PDFファイルには、内部情報として作成者や作成アプリケーション等作成情報が記録されており、容易に確認できる。併せて、登記官は添付情報に真正性疑義等がある場合には、当該添付情報の原本提示を求めることができるため、登記完了までは当該書面である添付情報を調査士が保持していなければならない事も含め、本質問のような取扱いはできない。

Q11： 建物表題登記申請における建築確認済証（所有権証明書）は、1面から6面だけ添付すれば良いのか。それとも、図面についても添付する必要があるのか。

A11： 添付情報（法定外を含む）の詳細については、管轄する法務局・地方法務局と各土地家屋調査士会との事務連絡打合せにより調整されたい。

また、本方式による添付情報は全て電子署名を付与する取扱いである。

解説：

建築確認済証等を添付する場合に、図面等について添付情報として添付を要するのかどうかは、各法務局・地方法務局と各土地家屋調査士会との事務連絡打合せ等による所であり、本方式の要件としていない。添付情報の詳細については、各土地家屋調査士会において取扱いを調整されたい。

また、本方式においては、参考書面であっても、添付情報として添付する添付情報は全て電子署名を付与する事が必要である。

Q12： 所有権の登記のある土地合筆登記や建物合体登記において添付する書面により作成された登記済証（権利証）を添付する場合は、これをスキャナで読み取り電子署名を付せば良いか。また、同登記に添付する印鑑証明書も同様か。

A12： どちらの書面も電磁的記録の添付で差し支えない。

解説：

本方式においては、書面により作成された登記済証（権利証）や印鑑証明書も対象となるため、これをスキャナで読み取り電子署名を付すことで、原本の提示を省略することが可能である。

Q13： 依命通知「別紙」記載の権利に関する承諾書等を必要とする、本方式から除外されている登記を申請する場合はどうすれば良いか。また、申請の際の添付情報が合計で15メガバイトを超えてしまった場合はどうか。

A13： 令第13条1項及び同条第2項に基づき、原本を提示する方法により、本方式から除外されている登記を申請することが可能である。また、令附則第5条による特例方式の併用も従前のおりであることから、送信容量が15メガバイトを超えてしまった場合は適宜特例方式を併用することも申請方法として認められる。

解説：

本方式は当該依命通知による要件を満たした登記申請における方法を示したものであり、従前の申請方法の変更ではない。したがって、本方式によらない方法による申請を妨げるものではないため、申請方式は申請内容に応じて代理人である調査士が判断することになる。

Q14： 遠方の登記所への土地合筆登記申請で窓口受領ができないが、どうしても書面交付の登記識別情報通知を郵送で受領したい場合はどうすれば良いか。

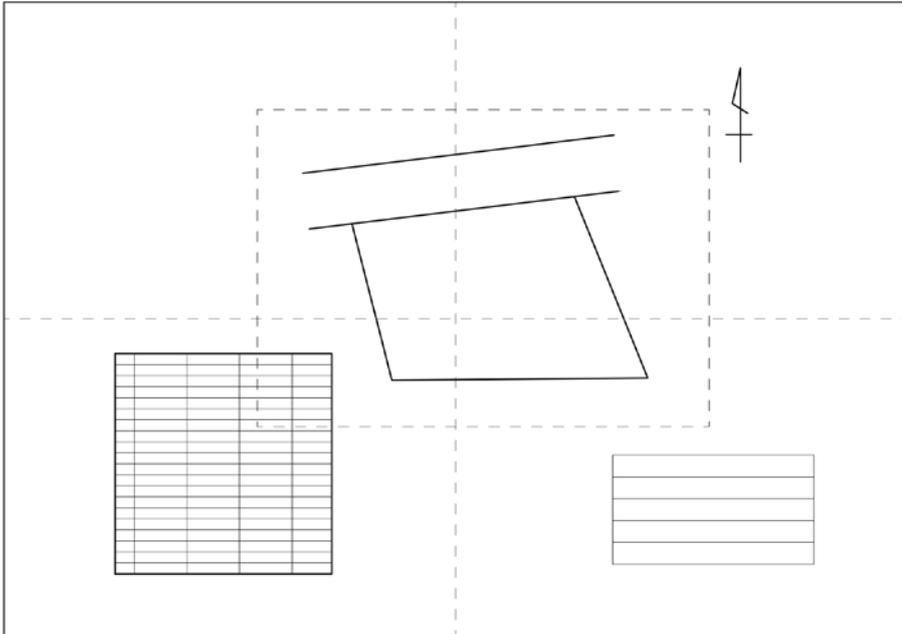
A14： 令第13条1項及び同条第2項に基づき、原本を提示する方法により申請すれば、登記識別情報通知を郵送により受領することは可能である。また、令附則第5条による特例方式の併用も従前のおりであることから、特例方式との併用も可能である。

解説：

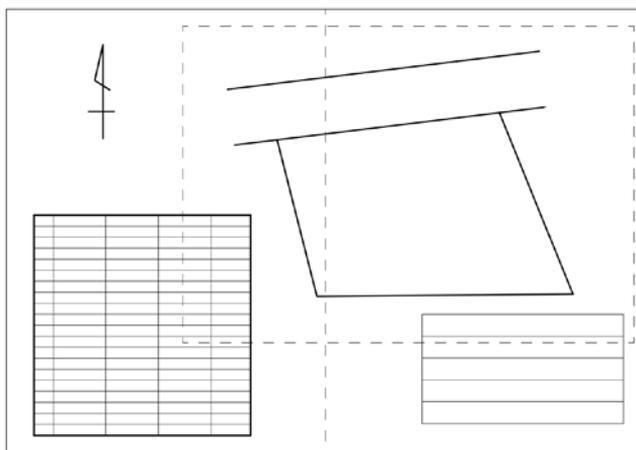
本方式は、従前の申請方法の取扱い変更ではない。したがって、本方式によらない方法による申請を妨げるものではないため、依頼内容に応じて申請方式を代理人である調査士が選択する事になる。

調査士報告方式 取扱い連絡 13

例：A1判図面の場合



例：A2判図面の場合



A3サイズに分割したデータを添付すること。
原寸大のスキャンデータを参考添付することを妨げない。

通知・通達（抜粋）

平成 30 年 11 月～令和元年 10 月

会 員 各 位

F ネット No. 628
神調総発 第 209 号
平成 31 年 4 月 9 日

神奈川県土地家屋調査士会
会長 鈴木 貴志(印略)

改元に伴う戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る 元号の表記について

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

改元日（令和元年 5 月 1 日）以降に、現行の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用する場合は、「平成〇年〇月〇日」の「平成」に訂正線を引いて「令和」を記載することで、使用可能となります。なお、上記の処理について訂正印を押印する必要はありません。

記

日 調 連 発 第 2 1 号
平成 3 1 年 4 月 8 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

改元に伴う戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る 元号の表記について（通知）

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則を始めとする諸規則等で定める様式の元号の取扱いについては、平成 30 年 12 月 4 日付け日調連発第 238 号をもって通知し、土地家屋調査士会において各種様式を適宜修正の上使用いただいておりますが、改元に伴う同規則第 17 条に定める附録第 12 号様式の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る元号の表記につきましては、下記の取扱いとしましたので通知します。

なお、連合会が指定する業者に発注されている同職務上請求書の用紙は、本月 15 日以降の発注から新元号「令和」となります。

記

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第 17 条に定める附録第 12 号様式の戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の請求日に係る元号の表記は、「令和〇年〇月〇日」とする。

なお、元号以外の変更はないことから、同職務上請求書を特定する番号の欄に印字されている「6A」はそのままの表記とする。

また、改元日（令和元年 5 月 1 日）以降に、現行の同職務上請求書を使用する場合は、「平成〇年〇月〇日」の「平成」に訂正線を引いて「令和」を記載することで、使用可能となる。

以上

F ネット N o . 6 4 9
神 調 業 発 第 4 0 3 9 号
令 和 元 年 7 月 3 1 日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃 (印省略)

**特例方式によるオンライン申請において後日添付書面が提出された
場合の処理について（お知らせ）**

標記について、横浜地方法務局より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

ただし、土地・建物の表示に関する登記において実地調査を要する場合等、登記完了予定日に登記が完了しないことがありますので、ご注意願います。

この通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。
・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-
「オンライン申請」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。

令和元年 7 月 3 0 日

神奈川県土地家屋調査士会会長 殿

横浜地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）

特例方式によるオンライン申請において後日添付書面が提出された場合の
処理について

日頃から登記行政の円滑な運営に御支援・御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

行政手続のオンライン利用の普及・定着については、平成25年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」のために欠かすことのできない重要な取組とされ、政府全体として積極的に取り組んでいるところであります。

また、平成29年5月30日、新たに「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、行政機関等に係る申請、届出等行政手続等のオンライン化の原則や国及び地方公共団体が保有する官民データのオープンデータ化などが規定されており、行政手続等のオンライン化の利用促進が一層求められております。

このような状況の中、当局管内では、オンライン申請件数に一定の増加が見られるものの、オンライン利用率としては、全国平均を下回るなどいまだ低調といわざるを得ません。

そこで、当局では、オンライン申請のメリットをいかすため、添付書面が法務局に提出された日（郵送の場合は到達日）を基準として処理している現行の取扱いを改め、オンライン申請日を基準として処理することとし、本年8月1日（木）から全庁において別紙のとおり試行を開始することとしました。

つきましては、この取扱いが行われていることを貴会会員に周知していただくとともに、オンライン申請の更なる利用について特段の御配慮をお願い申し上げます。

別 紙

特例方式によるオンライン申請において後日添付書面が
提出された場合の処理について

【特例方式によるオンライン申請】

申請日の翌日から起算して2日以内に当該申請に係る添付書面を郵送又は持参することとされている。

〔不動産登記規則附則第21条第2項〕

〔平成20年1月11日付け民二第57号法務省民事局長通達第1の1(7)〕

【現行の取扱い】

添付書面が郵送又は持参された日を基準として処理

※ 完了予定日は郵送又は持参された日が基準



【変更後の取扱い】

申請日の翌日から起算して2日以内に添付書面が登記所に郵送又は持参されたものについては、速やかに審査を完了させる。

(ただし、添付書面が到達した日によっては、オンラインによる申請日に対応する完了予定日に登記が完了しない場合がある。)

※ 完了予定日は申請された日が基準

会 員 各 位

神調総発 第310号

令和元年 8月 1日

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹 正晃(印略)

土地家屋調査士業務上取得した文書等の管理の徹底について

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

依頼人等から受領したデータ、書類等、紛失する事案が散見されますので標記管理の徹底をお願いいたします。

なお、下記記載の会員必携は日調連会員必携を指しており、この会員必携は日調連ホームページ-会員の広場-研修部-会員必携本編に掲載されております。

日 調 連 発 第 8 0 号

令 和 元 年 6 月 4 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士業務上取得した文書等の管理の徹底について（通知）

土地家屋調査士業務において取得した文書等については、土地家屋調査士法第24条の2（秘密保持の義務）及び土地家屋調査士倫理規程第33条（預り書類等の保管）に規定されており、情報漏えいの防止が義務付けられております。

つきましては、今一度、当該業務において、取得した文書等の適正な管理を徹底するようお願いするとともに、特に個人情報の取扱いについては会員必携（61ページに掲載）を活用して、貴会における所属会員を対象とした研修会等で指導いただきますようお願いいたします。

なお、万一紛失したり盗難にあった場合は、直ちに連合会に報告されるようお願いいたします。

会員各位

神調総発 第311号
令和元年 8月 1日

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大竹 正晃(印略)

戸籍謄本等職務上請求書用紙の取扱いについて

標記用紙の使用は、定められた士業に認められたものですが、紛失、不正取得が止まないようですと同請求書の使用に厳しい制限が課せられることも考えられます。

標記用紙の使用においては職責に鑑み、より高い倫理観を持ってあたるとともに、その保管方法についても、戸籍謄本等職務上請求書冊子表紙の裏面の注意事項に「この用紙の使用は、都度1枚のみとし、残りは施錠のできる金庫等に責任を持って保管すること」と記載されておりますので厳正な注意をはかられますよう、また、併せて職務上請求書の紛失、盗難等事故の無いよう管理には充分注意を怠らないようにしてください。

神調総発 第312号
令和元年 8月 1日

会員各位

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大竹 正晃(印略)

大規模災害発生時における会員の安否及び被害状況の報告について

大規模災害発生時の会員の安否と被害状況の報告方法についてお知らせします。

災害対策規則の施行に伴い、災害対策規則第1条の事態が発生した場合、会員各位におかれましては、大規模災害発生時における自身の安否及び被害状況の報告について、災害対策規則第8条第2項に基づき安否及び被害情報を支部長又は副支部長に報告して下さい。

また、詳細な被害状況が判明次第、災害対策規則第9条第2項に基づき、別記第1号様式の「被害状況報告書」により、本部（本会）に報告して下さい。

神奈川県土地家屋調査士会災害対策規則<抜粋>

(目的)

第1条 この規則は、横浜地方法務局の管轄区域およびその周辺において発生する大規模な災害への対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(安否及び被害状況の確認)

第8条 本会は、大規模災害発生時における会員等の安否及び被害状況の確認に備えるものとする。

2 支部会員は、安否及び被害情報を支部長又は副支部長に報告するものとする。ただし、支部長又は副支部長に報告できない場合には、本部に報告するものとする。

3 各支部は、本部の指示により、支部会員の安否及び被害情報をとりまとめ、本部に報告するものとする。

(会員の報告事項)

第9条 前条の報告事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害時の緊急連絡先
- (2) 人的被害の状況
- (3) 物的被害の状況
- (4) 業務上における本会支援の要否
- (5) その他災害対策に必要な事項

2 被災会員は、前条第2項の報告を行った後、詳細な被害状況が判明次第、別記第1号様式の「被害状況報告書」により、本部に報告するものとする。

第1号様式

会員→本部

被 害 状 況 報 告 書

発信年月日 年 月 日

神奈川県土地家屋調査士会災害対策本部 御中

(支 部) _____

(会 員 名) _____

(登録番号) _____

(調査士法人番号) _____

(報告者:本人・代理人) _____

1. 人 的 被 害 (該当箇所○印又は数字等を記入)

被害 対象	死亡	重 体 (生命の危機)	重 症 (1ヶ月以上の入院)	軽 傷	無 傷 (無 事)
調査士会員本人					
配 偶 者					
直 系 尊 属 (続 柄)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
直 系 卑 属 (続 柄)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

2. 物 的 被 害 (該当箇所○印又は具体的に記入)

被害 対象	全 壊 ・ 焼 (利 用 不 能)	半 壊 ・ 焼 (修復すれば利用可)	一 部 損 壊 (わずかの補修で可)	被 害 な し
事 務 所	建 物			
	床下浸水			地面から _____ cm
	床上浸水		床から _____ cm	
	屋 根	50%以上	20%~50%	20%以下
	外 壁	50%以上	20%~50%	20%以下
自 宅	業務遂行に支 障ある事項(測 量機器、作業 車など)			
	建 物			地面から _____ cm
	床下浸水			
	床上浸水			
	屋 根	50%以上	20%~50%	20%以下
外 壁	50%以上	20%~50%	20%以下	

(事務所兼自宅の場合は、事務所欄に記入)

3. 本会支援の要・否 (要の場合、その内容をご記入下さい。)

業 務 支 援	要	業 務 関 係	
	否	そ の 他	

F ネット No. 652
神調総発 第319号
令和 元年 8月13日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会
会長 大竹 正晃(印略)

土地家屋調査士業務における個人情報の厳格かつ適正な取扱いについて

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

記

日調連発第136号
令和元年8月9日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士業務における個人情報の厳格かつ適正な取扱いについて（通知）

この度、登記所備付地図作成作業において、当該作業の受託者が地区地権者の個人情報が記載された土地調査書、調査素図及び資料図面等一時所在不明となる事件が発生しました。

土地家屋調査士は、業務上様々な個人情報を取り扱うこととなりますが、これらの情報を正当な事由なく他人に漏らしたり、紛失や盗難による情報漏えいが発生したりした場合、依頼人だけでなく、土地家屋調査士に対する国民の信頼も著しく損なうこととなります。

土地家屋調査士業務における個人情報の厳格かつ適正な取扱いについては、客年2月8日付け日調連発第280号及び本年6月4日付け日調連発第80号をもって通知しているところですが、このような事態が発生することは誠に遺憾であります。

つきましては、再度、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として定められた具体的な指針)等に基づく個人情報の取扱いについて、貴会会員への周知徹底を図り、常に厳格かつ適正な取扱いが行われるよう指導方お願いします。

日 調 連 発 第 1 9 1 号
令 和 元 年 1 0 月 9 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

コンビニエンスストア等で交付された住民票の写し等に記載された内容が改ざん
されていないことの確認について（通知）

コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑に関する証明書及び住民票の写しの取扱いに
ついては、平成22年2月1日付け日調連発第334号をもって通知しているところでありますが、
別添のとおり、コンビニエンスストア等で交付された住民票の写し等（以下「証明書等」とい
う。）はA4サイズの普通紙に印刷の上交付されており、地紋紙等の専用紙による証明書等のよ
うに改ざんされていないことの確認を行うことができません。

つきましては、不動産登記の申請においてオンライン申請により証明書等の原本提示省略を
行う場合は、「証明書複号画像表示システム（ウェブサイト）」を利用したスクランブル画像の
確認又は市販の偽造防止検出画像確認用赤外線カメラを利用した偽造防止検出画像の確認によ
り、証明書等の内容が改ざんされていないことの確認を徹底するよう貴会所属会員への周知を
お願いします。

記

証明書複号画像表示システム（ウェブサイト） : <https://cdid.lg-waps.jp>

新入会員紹介

(R01.7.22 入会～)



県西支部
登録番号 3120
コイズミ マナブ
小泉 学



湘南第一支部
登録番号 3123
トミタ ヒロノリ
富田 広範



横須賀支部
登録番号 3121
クリハラ ハヤト
栗原 隼人



横浜中支部
登録番号 3124
イケガキ マサヨシ
生垣 昌良



横浜中支部
登録番号 3122
イイダ ユキオ
飯田 行雄



大和支部
登録番号 3125
オオヌキ オサム
大貫 修

退会会員一覧 (R01.7.18 退会～)

横須賀支部	1682	石川 公章	R01.07.18	死亡退会
横浜東支部	2240	中沢 靖	R01.07.26	業務廃止
横須賀支部	2980	松田 栄作	R01.08.07	死亡退会
横須賀支部	2504	松木 一	R01.08.20	転出 (千葉会)
横浜南支部	2929	白戸 晶	R01.08.20	転出 (東京会)
湘南第一支部	1860	小塚 新平	R01.08.30	業務廃止
相模原支部	2280	桐島 孝好	R01.09.06	業務廃止
湘南第一支部	1789	村澤 寛英	R01.09.11	業務廃止
横浜中支部	2898	吉澤 功	R01.09.17	一時休業
湘南第一支部	2437	渡辺 政一	R01.09.17	業務廃止
湘南第二支部	1867	米原 義雄	R01.09.20	業務廃止
湘南第二支部	2500	佐藤 久平	R01.09.26	業務廃止
横須賀支部	2032	石渡 義保	R01.09.27	業務廃止
県央支部	1804	曾根 幸夫	R01.09.30	業務廃止
横浜中支部	3114	片山 弓子	R01.11.07	業務廃止
川崎支部	1368	小野田 正夫	R01.11.25	業務廃止
横浜北支部	3013	末永 則雄	R01.11.29	業務廃止

神奈川県土地家屋調査士会会員向け 福利厚生事業のご案内

神奈川会では会員の皆様を対象にした福利厚生事業を企画・実施しております。

～ 会員利用可能サービス一覧 ～

◆無料法律・税務・労務相談

顧問弁護士・顧問税理士・顧問社会保険労務士に最大 30 分、無料で相談できます。

◆人間ドック

契約機関の人間ドックを会員価格でご案内します。

◆箱根湯本温泉ホテルおかだ

会員価格でご案内します。

◆Legal Garden(リーガルガーデン)

日本加除出版(株)が提供する情報検索サービスを無償で利用できます。

※サービスの利用にはユーザー登録が必要です。登録方法等詳細については、「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」掲載中の、平成 31 年 3 月 6 日付神調総発第 395 号「日本加除出版株式会社「Legal Garden」についてお知らせ」をご参照ください。

◆全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

土地家屋調査士を対象とした公的年金制度のご案内です。

◆アフラック Webby

(株)日立保険サービス HP 会員専用ページから、保険内容の照会や保険料の見積をすることができます。

◆本会蔵書の閲覧・貸出

本会図書管理規定に基づき、閲覧・貸出を行います。

各サービスの詳細については、神奈川県土地家屋調査士会ホームページ内、「会員の広場」-「■福利厚生・本会の資料及び蔵書等」に掲載しております。

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

昨年は台風 15 号及び 19 号による災害が発生し、被災した皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、千葉県及び川崎市へ被害認定家屋調査に御協力いただきました、会員の皆様には心よりお礼申し上げます。

昨年はラグビーワールドカップが開催され、ラグビーファン、にわかラグビーファン及びミーハーラグビーファンは2か月間楽しい時間を過ごせたのではないかと思います。ラグビー経験者としましては沢山の方々にラグビーを知っていただき、とてもうれしい年でした。また、世界のラグビーチーム及びラグビーファンは日本の優しい心遣いに感謝しておりました。感動です。

さて、今年はオリンピックの年です。ワールドカップベスト8日本ラグビー代表より感動的なシーンが沢山見えると思います。今からワクワク、ドキドキしています。日本の優しい心遣いで、皆様と一緒に感動したいと思います。今年もよろしく願いいたします。

(成田哲雄)

新年、明けましておめでとうございます。前年、複数の台風直撃により被災された方々には心からお見舞い申し上げるとともに、復興に尽

力されている皆様には安全に留意されご活躍されることをお祈りいたします。

ここからはいつもどおりの編集後記に戻したいと思いますが、初めて編集後記を書いたのは年4回神調報を発行していた時（当時は県西支部広報員）で当時は34歳でした。それが今では41歳…。年齢を重ねるごとに無茶ができなくなっていると感じております。読者の方々も健康には十分、ご注意ください。特に飲みすぎには。お前がいうな！と言われそうですが（笑）

(小田 靖)

「にわか」ファンです。ラグビーワールドカップ盛り上がっていましたね。日本チームの初戦ロシアとの試合は見ていなかったのですが、世間でラグビーが熱いとの噂を聞き早速テレビ観戦。屈強な男の戦い・ノーサイドの精神はだらけきった私の心を揺さぶってくれます。日本戦はリアルタイムで見られない時は録画をして見ていました。日本チームが試合を重ねるごとに私の知識も増え決勝ラウンドの頃にはもうすっかりヘッドコーチ気分。「笑わない男」稲垣選手は同じ大学出身の後輩で親近感もあり鼻負っていました。ラグーマンのリスペクト精神を日本中の土地所有者が持っていればどんなに仕事が増えるだろう！

南アフリカ戦は残念でしたが、日本の「おもてなし」も外国人に喜ばれている様で来年のオリンピックも楽しみです。

(稲葉健太郎)

川崎市での被害認定調査に4回参加しました。調査基準はあきらかに大規模地震を想定したもので、屋根全部が吹き飛ぶ風害や床上浸水して内壁と床が大被害を受ける水害においては損壊率が低くなり判定もどんなに家の中が悲惨な状況でも一部損壊がほとんどになりました。また、床上浸水の高さにより全壊、半壊と認定されるという誤った基準がマスコミ等で流布されて、それを信じた被災者の方がいらぬ混乱を招いたということも起こりました。

調査は法令・規則に基づいて判定結果を出すのが役割です。「中立・公正」という意味の重さ、厳しさを改めて感じました。

(上田尚彦)

広報担当副会長	成 田 哲 雄		
広 報 部 長	小 田 靖		
広 報 部 次 長	稲 葉 健 太 郎		
広 報 部 理 事	上 田 尚 彦		
支 部 広 報 員	菅 原 大 悟	北 村 欣 也	
	小 林 雅 裕	矢 野 貴 之	
	浦 野 哲 也	堀 井 清 行	
	成 岡 信	櫻 井 晴 芳	
	浅 川 泰 雄	菊 池 敦	
	梶 谷 信 太 郎	青 木 一 高	

発 行 神奈川県土地家屋調査士会
横浜市西区楠町18番地
TEL (045)312-1177(代)
FAX (045)312-1277
E-mail
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会
会 長 大 竹 正 晃

印刷所 株式会社コンパス
厚木市小野603-1
TEL (046)250-1005